

[新義ノート]

儀式規定における『繰り返し』

木内 伸嘉

一般に、儀式を規定するレピ記の最初の数章は、現代人にはなじみが薄いテキストである。儀式規定といつだけでもなじみが薄いが、さらに、理由が明瞭ではない「繰り返し」には、読む者を遠ざけるものがある。旧約批評学においても、前世紀以来、祭司的な資料（）に属するとされるレピ記の法律的な部分の文体は、systematicあるいはanalyticなどとこう評価を受けてきた。¹⁾

しかし、その後、いくつかの研究において、祭司的な文体の修辞学的な側面が浮き彫りに出されてきてる。²⁾以下において、これまでレピ記の文体が受けた評価は、必ずしも十分なものではなく、詳細に見るとき、文体的な特徴をもつてメッセージを語っているところとをレピ記四章を例に提示したこと思ひ。それは、外でもなく

この章が単なる prescriptive text ではなくことを意味する。

レビ記四章は、四章一節～五章一二節までの、いわゆる「罪のためのいけにえ」の儀式を扱うテキストの一部を構成している。³⁾ 「知らずに犯した罪」に対し、その儀式は、犯した人の立場によって基本的に四通りの儀式が定められている。四通りの立場とは、油注がれた祭司（三節）、全会衆（一二節）、指導者（一二節）、イスラエルの一般人（二十七節）を指す。⁴⁾ それぞれの儀式を以下に、第一の儀式、第二の儀式、第三の儀式、第四の儀式と呼ぶこととする。

儀式は、ほぼ前二者どうし、また、後二者どうしが同じであり、前二者と後二者は、儀式の場所、血の取り扱い、そして、いけにえの動物において大きく異なる。

まず、儀式の場所についてであるが、前二者においては、血が聖所の中まで運ばれ、その後、「全焼のいけにえの祭壇」に注がれるが、後二者は、聖所には運ばれず、「全焼のいけにえの祭壇」とのかかわりで終始する。また、血の取り扱いに関しては、前二者においては、聖所にもって行かれ、垂れ幕に七度ぶりかけられ、香の祭壇に塗られ、その後、「全焼のいけにえの祭壇」に注がれる。それに対し、後二者においては、「全焼のいけにえの祭壇」の角に塗られ、その後、祭壇の土台に注がれる。

レビ記六章二五～三〇節（邦語訳）は、その二つの型の違いについて規定している。その原理が何であるかは明示されていない。ただ、四章における四通りの異なった立場にそつた儀式からすれば、神の前での責任が重ければ重いほど、聖所の内側に血がもっていかれる、ということとは漠然と想定されるであろう。

この他、前二者と後二者の儀式上の違いには、いけにえの動物が挙げられる。前二者においては、「（若子）雄牛」

（四）一四節）、後二者においては、「雄やぎ」（二三節）、「雌やぎ」（二八節）もしくは「雌羊」（二二節）である。四通りの儀式を仔細にみれば、すべて微妙に異なるが、前二者との違いは歴然としている。レビ記においては、雄が雌よりも高価であり、また、雄牛がやぎや羊よりも高価である」とからすれば、この二点も、神の前での責任の違いに対応するものと思われる。

また、この章を一瞥しただけでも、四通りの儀式についての規定は、その長さどころ点でアンバランスである。第一の儀式が一節、第二の儀式が九節、第三の儀式が五節、第四の儀式が四～五節となっている。第一と第二の儀式が第三と第四の儀式よりも複雑であることは明らかであるが、儀式規定の長短には、単に、儀式の複雑さだけがかかるつているのではない面もあるよう思われる。

以上のような、前二者と後二者の儀式上の相違をふまえ、その四種類の儀式間にある、類似した指示が「どのように」提示されているかを見てみたい。特に、同じ事柄の繰り返しと思われるテキストが、果たして、「単なる」同じことの繰り返しなのかどうかを、以下に、四つの例を通して考察したいと思つ。

一、油注がれた祭司は、赦されるのか

第一の儀式においては、油注がれた祭司の罪が「贖われる」（kipper）とは言われていない、また、「赦される」（mislah）とも言われていない。この事実は、後の三通りの儀式において、罪が「贖われる」とも、「赦される」とも言われていることからすれば、意外である（二〇、二六、三一、三五節と比較）。油注がれた祭司が罪を犯した場合には欠落している事実を、本文上偶然欠落したと見るのか、あるいは、意図的に省かれていたと見ると見るのが、解釈の分

かれるところである。ミ・ホートは、贖いと赦しへの言及が第一の儀式の終わりにもあったのであるが、「偶然」消えた、と注解している。しかし、中世ユダヤ教注解者アバルバネルは、110節の „lēhem, lāhem が、全会衆のみならず、第一の儀式の油注がれた祭司をも指すものと解していた。彼は、第一の儀式において、贖いと赦しの宣告が儀式の最後（一一節）ではなく、その直前に述べられてくる」と異なる根拠としている。⁵⁾ しかしながら、三人称複数は、会衆を指してるのであって、それが、第一の儀式における大祭司を含むところのは無理な解釈ではなかろうか。

実は、このことの解釈と並行して、第一と第一の儀式が果たして別々のものか、どうの問いが発せられ、これら（一一節）が単一のケースを構成しているという見方も提案されている。この背後に、油注がれた祭司がいかにして罪を犯したのか、あるいは、全会衆がいかにして罪を犯したのか、との具体的な状況を想定する中で、アバルバネルの解釈を受け入れることが好都合と見る見方があるように思われる。しかし、その具体的な状況が明瞭ではないことは、以下に見る礼拝者の罪に関する意識が、第一の場合には明瞭ではないからであって、その問題とのかかわりもあるう。筆者としては、やはり、第一の儀式と第一の儀式は、別々の儀式であると思つ。そして、油注がれた祭司の罪が贖われ、彼が赦される、という言葉が無ことに対する理由があるのでないかと思ひ。

油注がれた祭司が罪を犯した場合には、罪を犯した自分が自分自身を「贖ひ」ことにならぬであろう。それに対して、全会衆が犯した場合には、油注がれた祭司にもその責任の一端があるにせよ、自分が自身の罪とは性格を異にすると考えられる。おそらく、このような事情が、赦しの宣告の意図的な「省略」となったのではないか。⁶⁾ 事實上は、油注がれた祭司にも赦しは与えられたのである。しかし、それを明示しなことによって、事態の厳しさもしくは、責任の重大さを読者に訴えてくるのではなかろうか。

1) 罪意識について

いけにえを携える際の条件文は、少し観察すれば、かなり異なつて提示されてくることが分かる（一～三）、（一四、一二～二三）、（一七～二八節）。この箇所の理解のために、まず、条件節に登場するヘブル語の „askēm に言及する必要があろう。この語を新改訳聖書は、「罪に定められる」と、新共同訳は「責めを負ひ」と訳している。幾分ニュアンスは異なるが、共に法的なニュアンスを伴う表現である。しかし、新改訳においては、誰が罪に定めるのであるか。それ以上に も、この語が正しことしたら、どのようなにして自分が罪に定められたことを知り、いかにしてを携えるのであらうか。新共同訳においても同じ様な疑問が生じる。それゆえ、ルルグロムは、feel guilt と云ふ詰語を提案し、筆者は、realize guilt と云ふ詰語を提案してきた。⁷⁾ 正確な訳に関する議論を別にしても、やはり、この節の „askēm には、礼拝者が自分の良心に呵責を覚えるという状況が含まれて居るのでなかろうか。

しかし、この „askēm が「良心の呵責を覚える」と云ふような意味だとした場合でも、四つの儀式において、その条件節は、みな異なつた提示のされ方をして居る。油注がれた祭司の場合には、„askēm が登場せず、その代わりに「既に罪過をもたらすなり」と云ふ形で同じ語根からくる同形の „askēmāh が用いられて居る。そこでは、油注がれた祭司自身が自分の罪を認識するかどうかが条件として暗示されてしまつて居る。むしろ、油注がれた祭司が個人的に罪意識をもつかどうかにかかわらず、その罪の咎が民に及んだ場合が仮定されている。しかし、この場合、油注がれた祭司は罪意識をもたないのであらうか。油注がれた祭司の罪意識については明記されてはいないが、自分で犯した罪の贖いの儀式を自分で行つのであれば、当然、罪意識が前提とされたことと想ふられる。

これに対し、全会衆が罪を犯した場合においては、その条件節の最後は、一二三節最後から一四節にかけて次のよう

w^oāšēmū w^e nōd^eāh hahatjāt

イリヤー「良心の回責を覚へぬ」 イリヤー「罪が「知られたる」」と「者が「者詫」として提示されたことのであるつか。 w^enōd^eāh の w^eza 「ねぬこと」 ここで意味でありますか、それとも、「やしない」 ここで意味でありますか。 xsm だけでもアドレ罪が意識に上るにとて何ゆうか、直接ひじれば 意味上の重なつが起り、罪が何であるかが知られる。しかしわざり知らねぬことが強調されぬことはない。 これに反して「あること」 ここで意味にとれば、意味の重なつは無くなるが、こたにえを献げる際に、罪意識がなくても献げぬところとなるのであるつか。 その間に答へる前に、第三および第四の儀式規定の場合を見ておきたま。 二二一節から二二三節まで

w^oāšēm w^e hōda^e z̄lāw hātātō

ヒナツトニル。 やはり、二二七節一二八節もまたたく同様でおぬ。 イリヤーは、こけにえを献げるに先立つ礼拝者の状況が、ひとりせ、自分で「良心の回責を覚えた」場合、やわらかといせ、誰かがその礼拝者による罪を知らせた場合とである。 一四節との調和をはからうとしたのか、七十人訳では、一四節冒頭が κοι γνωσθη στρεψη ἡ ἀμαρτία ηなつて二二。 二八節におこしても同様である。 新共同訳でも、w^e u^e の区別はなしものとして訳されてこる。

イリヤー洗面すぐれせ。 一四節におこらせ、nōd^eāh したものが、イリヤー二二三節一二八節まで、hōda^e したてこ

二二九節でおぬ。 前者においては、自分の意識の中で罪を意識する場合、後者においては、他者から罪を指摘される場合を意味してこる。 後者の、他者から罪を指摘される場合、礼拝者自身は、罪を悔つぬ」とが無かったのか、それとも、その意識がなくてもあつても、罪を知られたら「罪のためのいけにえ」を献げなければならぬ、といつゝことなのであらうか。 おやいへ、イリヤーは、自分で良心の回責に苦しむ場合、あるには、人から罪を指摘される場合、といつゝことだ。 罪についての知識が自分自身か、人からかとこつゝ「者詫」が語られてこるのであつて、他者から知られた場合にせ、罪を悔つることは必要がなことこのいふことではなかれ。

一四節一二三節を比較して語るにせば、やはりフル語テキストは、w^e と、ひとを、まだ、ydk niphral と ydk hophral とを区別してこることないじだせなかだらうか。 二二三節一二四節では、良心の回責に加え罪がはりきつと知られぬことが強調されてこるのでおこ、二二三節一二四節では、自分で良心の回責に苦しむところと、他者からの罪を指摘されるところ対比が語られてこると見ゆることができる。

以上の四つのケースの比較から言へるにせば、こけにえを献げる際の条件に関し、礼拝者の立場によって formulation が異なるところである。 いずれの場合も、罪を知られただけでなく、罪の悔いが前提とされてこることであるのではなかろうか。 しかし、二通りの表現上の違つて、どうして生じたのか、それが問題である。 一面では、それぞの表現が、礼拝者の立場と密接な関連をもつてこると語れる。 大祭司の場合せ、その罪の結果が民に及ぶといつ原理が前提とされてこる。 また、全会衆が罪を犯している場合には、第三、第四の場合のように、他者から罪を指摘されるところのケースはあり得ない。 しかし、他方では、表面上、罪の意識に関し、その条件が、第一から第四において次第に軽減されてこるもの見るにせよ。 これらを総合すれば、罪意識に関する異なる表現は、神の前における四つの立場の責任の重さに起因してこる、と想定せらる。

第四の儀式における「なだめの香り」(rē^aḥ nīḥō^aḥ) が登場してくる。しかし、この「なだめの香り」も「主の火によるかわらやかの」(新改訳) や、第一、第二、第三の儀式には明示されていない。しかし、明示されていないから、存在しないことこのじみなのがいいのか。当然、脂肪が燃えるのだから、明示されなくても存在したことは明らかである。では、なぜ、明示されなかつたのであらへか。なぜ、第四の儀式にだけ明示されてくるのであるへか。⁸⁾

「なだめの香り」とは、全焼のいけにえ、穀物の献げ物、和解のいけにえの儀式において、最後に主の前に立ち上るやのであり(レバ記一章九節、二三節、一七節、など)。血の儀式が最初に来てくるに対し、最後に来てくるといつ頃で、主なる神の喜びと最もかかわるものと信じられる。⁹⁾ ただ、神の喜びとかかわるなどは、なぜ、神の怒りを示唆する「なだめ」なのかという疑問は当然かもしれない。新共同訳では、「主を宥める香り」と訳されてくる。神の怒りの主要な部分が血を流すことによって解決されるとしての理解に立つなどは、rē^aḥ nīḥō^aḥ Ⅲ' Ⅳ' 深刻な表現しない訳語が充てられるべきかもしれなし。¹⁰⁾

一つの考え方として次のようになれば得る。すなわち、Ⅲ' Ⅳ' rē^aḥ nīḥō^aḥ がレバ記四章の最初の二通りの儀式における発場したことこの事実は、それより通りの儀式が、第四の場合よつせ、罪の結果がより深刻なものと考えられてくるか、いかはなかいつか。

四 肉の処理について

第一、第一の儀式においては、残った肉が宿舎の外で焼かれる(一一一一一節)。それに對し、第二、第四の儀式においては、肉の処理について記されていない。この肉の処理が記されなかつたことより、前者の儀式と後者の儀式規定の長さが異なつてこむ」とは明白である。

それにしても、なぜ、後二者の場合は記されていないのであるのか。こゝにえの肉に関するでは、レバ記六章一七～二三節に規定されていふ。血が聖所にもつと行かれる場合には焼かれるのに対し、血が「全焼のいけにえの祭壇」で処理される場合にせよ、その肉は役得として祭司に「えられぬ」と規定されてくる。

一つの可能性として、前者における「宿舎の外で焼く」とこの行為が儀式の一端であるのに対し、後二者における「焼く」(新改訳) と記されてくる kipper とのかかわりがあつてこむ」といふことである。¹¹⁾ ただし、このように見ると、ひとつの疑問が生じる。先にも言及したが、第一の儀式における kipper に論及する一〇節の後に肉を焼く儀式を述べる二一節が来てこむとのこむである。

たとえば、宿舎の外で焼く行為 자체は、kipper の一部ではないが、何いかの別の意味で儀式の一部である、との結論をだすべきかどうかである。その行為の象徴的な意味が何であるかにも依る。今後の検討課題である。

結語

以上、四つの例をもって、一見、同じ指示がなされている「だけ」にみえるテキストの中に、やあやまな意図が秘められていぬことが確認できたと思ひ。おなじく、最初の三つの例は、神の前での立場が高ければ高いほど、罪の責任は重い、というメッセージから説明しうる。

記章における四通りの儀式規定には、さまたかな種類の一繰り返し」が見られる。節単位で見た場合、おたく同じ表現が繰り返されるとこつ場合は無い。そのような微妙な違いをもって繰り返される語句や規定の中には、あるメッセージを背景にするとき初めて意味を為す類のものもある。この四章の場合、それは、神の前での立場が高ければ高いほど、罪に対する責任は重いということである。

従つてしビ言四章の儀式決定は、眞なる儀式決定ではない。それに、いわば神意を表現したものであり、その神意に対する反対意見をもつてゐる。テキストに対するこうした視点をもつか否かは、本文の決定

その意味で、聖書全般にも言えることであるが、格別この種のテキストは、類似したものとの注意深い比較を通して読まなければならない。

注